

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	54
提出時期	平成 26 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p>【改正理由】 2014 人事院勧告に伴い国家公務員特別職の期末手当が増額された趣旨に則り、福島県人事委員会勧告による職員勤勉手当の引き上げに合わせて議会議員の期末手当を増額するもの。</p> <p>【具体的な内容】 ①平成 26 年 12 月期支給の期末手当を 0.15 月増額する。 ②平成 27 年 4 月以降の期末手当を、6 月支給分を 100 分の 147.5 月、12 月分を 100 分の 157.5 月とする。 ③平成 26 年 12 月期支給済みの期末手当は、改正後の条例による期末手当の内払とみなす。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。 具体的な内容②については、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。</p>		
担当課	総務課		

2.9A
↓
3.05月

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	55
提出時期	平成 26 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p>【改正理由】 2014 人事院勧告に伴い国家公務員特別職の期末手当が増額された趣旨に則り、福島県人事委員会勧告による職員勤勉手当の引き上げに合わせて町長等の期末手当を増額するもの。</p> <p>【具体的な内容】 ①平成 26 年 12 月期支給の期末手当を 0.15 月増額する。 ②平成 27 年 4 月以降の期末手当を、6 月支給分を 100 分の 147.5 月、12 月分を 100 分の 157.5 月とする。 ③平成 26 年 12 月期支給済みの期末手当は、改正後の条例による期末手当の内払とみなす。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。 具体的な内容②については、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	56
提出時期	平成 26 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p>【改正理由】 2014 人事院勧告に伴い国家公務員特別職の期末手当が増額された趣旨に則り、福島県人事委員会勧告による職員勤勉手当の引き上げに合わせて教育長の期末手当を増額するもの。</p> <p>【具体的な内容】 ①平成 26 年 12 月期支給の期末手当を 0.15 月増額する。 ②平成 27 年 4 月以降の期末手当を、6 月支給分を 100 分の 147.5 月、12 月分を 100 分の 157.5 月とする。 ③平成 26 年 12 月期支給済みの期末手当は、改正後の条例による期末手当の内払とみなす。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。 具体的な内容②については、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	57
提出時期	平成 26 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>2014 福島県人事委員会勧告に準拠し、給料表、勤勉手当支給率、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当を改正するもの。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>①平成 26 年 4 月に遡り、給料表を改正する。 0.18%増</p> <p>②平成 26 年 12 月支給の勤勉手当を 0.15 月分増額する。平成 27 年 4 月以降の勤勉手当については、6 月分、12 月分それぞれ 100 分の 75 月とする。</p> <p>③単身赴任手当の額を増額する。 支給率</p> <p>④平日深夜（午前零時から 5 時）に災害等により勤務を要する管理職員に対し、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>⑤③改正前の条例により支払われた給与は、改正後の条例により支払われる給与の内払とみなす。</p> <p>【施行期日】</p> <p>公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。 給料表の改正、12 月勤勉手当支給率の改正以外については、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>初任給 1700円増</p> </div>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	58
提出時期	平成 26 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例		
要 旨	<p>【改正理由】 2014 福島県人事委員会勧告に準拠し、一般任期付職員の給料表及び特定任期付職員の期末手当支給率を改正するもの。</p> <p>【具体的な内容】 ①一般任期付職員の給料表を改正する。 ②特定任期付職員の期末手当は、特別職の期末手当支給率改正に合わせ、平成 27 年 4 月以降の期末手当を 6 月支給分を 100 分の 147.5 月、12 月分を 100 分の 157.5 月とする。(平成 26 年 12 月時点で該当職員がないため、2 段階の改正とはしない。) ③改正前の条例により支払われた給与は、改正後の条例により支払われる給与の内払とみなす。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。 特定任期付職員の期末手当支給率改正については、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	59
提出時期	平成 26 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度掛金の引き下げに伴い、同制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算する額を引き下げるとともに、出産育児一時金の基本額を引き上げることによって、加算後の支給総額を42万円に維持するもの</p> <p>【具体的な内容】 出産育児一時金基本額の引き上げ 39万円 ⇒ 40.4万円 (参考) 埴町国民健康保険給付規則第8条改正 (産科医療補償掛金相当加算額の引き下げ 3万円 ⇒ 1.6万円)</p> <p>【施行期日】 平成27年1月1日</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	60
提出時期	平成26年12月（定例会・臨時会）		
案件名	埜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について		
要 旨	<p>【制定理由】</p> <p>子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めようとするもの。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>認可を受けた教育・保育施設（幼稚園、保育園、こども園）、地域型保育事業の運営基準について、国が定める「従うべき基準」、「参酌すべき基準」に基づき定める。</p> <p>【施行期日】</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行します。（平成27年4月1日予定）</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	61
提出時期	平成26年12月（定例会・臨時会）		
案件名	埜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について		
要 旨	<p>【制定理由】 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めようとするもの。</p> <p>【具体的な内容】 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の認可基準について、国が定める「従うべき基準」、「参酌すべき基準」に基づき定める。</p> <p>【施行期日】 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行します。（平成27年4月1日予定）</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	62
提出時期	平成26年12月（定例会・臨時会）		
案件名	埜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について		
要 旨	<p>【制定理由】 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするもの。</p> <p>【具体的な内容】 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営の基準について、国が定める「従うべき基準」、「参酌すべき基準」に基づき定める。</p> <p>【施行期日】 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行します。（平成27年4月1日予定）</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	63
提出時期	平成26年12月（定例会・臨時会）		
案件名	埴町保育の実施に関する条例の廃止について		
要 旨	<p>【制定理由】 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、市町村が保育を実施する基準に関する条例委任規定が削除されることに伴い、この条例を廃止しようとするもの。 （認定基準は、子ども・子育て支援法施行規則で定められたため）</p> <p>【具体的な内容】 廃止</p> <p>【施行期日】 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行します。（平成27年4月1日予定）</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	64
提出時期	平成26年12月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正が平成26年3月31日交付され、平成26年4月1日から施行されたことにより、埴町税特別措置条例の一部を改正することになりました。</p> <p>【具体的な内容】 企業立地促進法（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律）第5条第5項の規定に基づく基本的な計画の同意の適用期限を、現行の平成26年3月31日より平成28年3月31日に2年間延長するもの。なお、改正は平成26年4月1日から遡及適用する。この条例の適用により、一定の要件を満たした家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地を取得した場合は、当該固定資産税が課されることになった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。</p> <p>【施行期日】 平成26年4月1日から施行します。</p>		
担当課	町民課		